









道路の種類 及び路線名	道 路 の 国 境 区 間	変更前 後	幅 メートル	延長 メートル
県道 星賀港線	東松浦郡肥前町大字星賀字大久保甲二二九一番一地先から 東松浦郡肥前町大字星賀字大久保甲二二三〇五番四地先まで	後	一一四・二一 一一・〇	九六・三一
東松浦郡肥前町大字星賀字大久保甲二二九一番一地先から 東松浦郡肥前町大字星賀字大久保甲二二三〇五番四地先まで	前	一一一・〇 一〇・五	九六・三一	九六・三一
佐賀県知事 古川 康	1 申請のあった年月日 平成16年7月29日	2 申請に係る特定非営利活動法人 （1）名称 特定非営利活動法人さが活性化会議 (2) 代表者の氏名 橋本辰夫 (3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目8番32号 アイ・スクエアビル3階 (4) 定款に記載された目的 この法人は、地域社会の住民に対して、先駆的な技術と豊富な経験を有する専門家集団が、住環境の整備・空きスペースの利活用等から地域活性化に関する助言又は支援協力・連携をしていくことで事業を行い、快適空間の創出と安心で安全なまちづくり、次世代人材の育成、地域づくり、環境の保全など公益の増進と豊かな地域社会をつくるために寄与することを目的とする。	佐賀県知事 古川 康	定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。 関係書類は、平成16年9月29日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。 平成16年8月18日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成16年8月18日

## ○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
8	小城郡小城町大字晴気字一本松47番29	平成16年8月4日	6.00	24.03

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。